

# 1月NEWS

## ① 税制情報

今回は、中小企業における所得拡大促進税制(以下「所得拡大促進税制」)の令和4年度での変更点を解説致します。

### 【改正内容】

	従 来	令 和 4 年 度 改 正 以 後
適用対象法人	青色申告法人である中小企業者等	変更なし
適用対象年度	令和3年4月1日~令和4年3月31日の間に開始する各事業年度	令和4年4月1日~令和6年3月31日の間に開始する各事業年度
適用要件	次の要件を満たす場合に適用 雇用者給与等支給額※1が前期の雇用者給与等支給額に比べ1.5%以上増加していること	変更なし
税額控除率	15%(上乗せにより最大25%)	15%(上乗せにより最大40%)
税額控除限度額	(雇用者給与等支給額－前期の雇用者給与等支給額) × 税額控除率(15%~25%)	(雇用者給与等支給額－前期の雇用者給与等支給額) × 税額控除率(15%~40%)
税額控除率上乗せ措置の要件	<p>【税額控除率10%上乗せ】</p> <p>上記適用要件の増加割合が1.5%以上増加に代えて2.5%以上増加していること。(以下「A要件」)</p> <p>かつ次のいずれかを満たす場合</p> <p>①教育研究費※2が前年と比べ10%以上増加していること</p> <p>②経営力向上計画の認定を受けており、計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明されていること</p>	<p>【税額控除率15%上乗せ】</p> <p>左記「A要件」</p> <p>【税額控除率10%上乗せ】</p> <p>教育訓練費が前年と比べて10%以上増加していること</p>
控除上限	当期の法人税額×20%	変更なし

※1 国内雇用者に対する給与等の支給額(適用年度において損金に算入される金額)から助成金等の金額を控除した金額

※2 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させるために支出する費用(適用年度において損金に算入される金額)のうち一定のものをいう。

## 【解説】

令和 4 年度改正により変更があった部分としては税額控除率の上乗せの要件緩和になります。

改正前は A 要件を満たし、かつ、2 つの要件のうちいずれかを満たすことにより 10%の税額控除率の上乗せが認められていたことに対して、令和 4 年度改正においては改正前における A 要件を満たすだけで 15%の税額控除率の上乗せが認められています。

上記とは別に、改正後においては教育訓練費が前年と比べ 10%以上増加している場合には 10%の税額控除率の上乗せが認められることとなりました。

改正前は最大 25%の税額控除率が令和 4 年度改正において最大 40%まで引き上げられることとなり、賃上げに対する税制面での優遇が大きくなりました

## ②1月の主な税務

1月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
—	1月決算法人の翌事業年度における消費税の簡易原則有利判定
1月10日	12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月20日	納期の特例適用者の源泉所得税の7～12月徴収分の納付
1月31日	11月決算法人の確定申告
	2月、5月、8月、11月の決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告
	5月決算法人の中間申告
	基準期間の消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	基準期間の消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）
	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出
	給与支払報告書の提出
償却資産（固定資産税）申告書の提出	

## ③スタッフの一言

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ致します。

新型コロナウイルスも一度は収束に向かったかと思いきや各所で再度感染者の数が増加しており、気の抜けない日々が続きます。感染防止対策をこころがけ、お体ご自愛下さい。

宮田